

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のCの構内下請である会社D（以下「事業所」という。）に平成〇年〇月〇日に雇用され、平日の午後9時から翌午前6時まで機械部品の梱包作業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日から〇日にかけての深夜に上司のEとFからG（以下「鉱物油」という。）が付着したバルブの梱包作業を命ぜられたが、手袋の配備がなく、Eから「手袋なしで作業しなさい」と言われ、仕方なく素手で鉱物油がボトボトたれるくらい付着したバルブを取り上げてビニール袋に入れる作業を約20分間続けたところ、同作業が終わった途端、全身にたまらないかゆみを覚え、喘息のように呼吸が困難になったため、同月〇日、H皮ふ科診療所に受診し「全身じん麻疹」（以下「本件傷病」という。）と診断された。以後休業し、軽快して復帰すると再発することを繰り返し、同年〇月末日以降就労できなくなったとしている。

請求人は、本件傷病を発症したのはバルブに付着した鉱物油に触れたことによるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、上司が保護手袋なしでの作業を命じたこと自体に業務起因性を認めるのが当然であると主張しているが、仮に請求代理人の主張する上司の命令が事実であったとしても、以下のとおり、鉋物油に触れる業務が本件傷病の相対的に有力な発症原因であるとは認められないことから、業務起因性は認められない。

ア 鉋物油については、皮膚疾患に関し強い毒性を示す所見はなく、請求人の他に鉋物油に触れて本件傷病を発症したという事例が確認されない。

イ 請求人には精神的ストレスが様々な身体症状として出現するという個体状況が認められる。

ウ 短時間かつ1回だけの鉋物油との接触が絶えてからも本件傷病による症状が繰り返し出現している。

エ 請求人が鉋物油に対するアレルギー反応を呈したとのI医師の所見は認められるが、イ及びウの医証及び本件傷病の経過を鑑みると、請求人の非特異的アレルギー反応の一表現型として鉋物油に対してもアレルギー反応を呈したとみるのが自然である。したがって、請求人の本件傷病は請求人のアレルギー

ギ一體質によるものであって業務に起因して発症したとみることはできない。

(2) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見出せなかった。

3 以上のおりであるから、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。